

4月1日から

# 中学3年生までの医療費を無料化!!



平成25年4月1日から、中学3年生までの子どもを対象に、医療費の無料化を実施する予定です。

## 医療費の無料化とは

この制度は、対象となる子どもが医療機関に通院または入院した場合や、院外処方せんにより調剤薬局で薬を受け取った場合など、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部を町が助成します。

## 対象となる子ども

松前町に住所のある0歳から15歳（中学3年生）までの子ども  
助成期間は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までです。

※現在、「乳幼児等医療費助成受給者証」、「重度心身障害者医療費受給者証」、「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方は、変更手続きが必要となります。

## 助成内容

- 助成の対象となるもの（健康保険が適用されるもの）
  - ▽通院、入院
  - ▽薬（院外処方せんによるもの）
  - ▽補装具（医師の証明書が必要）
- 助成の対象とならないもの（健康保険が適用されないもの）
  - ▽予防接種
  - ▽入院時の食事代、差額ベッド代
  - ▽第三者行為によるケガ（交通事故など）

## 助成方法

■渡島管内の医療機関で受診した場合  
「健康保険者証」と「受給者証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いは

ありません。

なお、「受給者証」を提示せずに受診した場合は、医療機関で支払いを求められることがあります。

## ■渡島管外の医療機関で受診した場合

医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して町に請求してください。

後日、保険診療の自己負担分を支給します。

## ■子ども医療費受給者証の有効期限

15歳に達する日以降の最初の3月31日まで有効。  
（更新手続きは不要となりますが、加入している健康保険証が変わったときは、届け出が必要です。）

## ■重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証

1年ごとの更新で、毎年7月31日まで有効。

## 受給者証について

対象となる子どもは、申請が必要です

対象世帯には、3月上旬までに案内文書と申請書類を送付しますので、いずれかの会場で手続きを行ってください。

万一、案内文書が届かない場合は、役場福祉課へご連絡ください。

※中学3年生までの子どもに対する医療費の無料化は、4月1日以降の診療分から適用されますので、下記の期間内に手続きを行い、新しい受給者証を受け取ってください。



日にち	受付時間	対象地区	会場
3月18日（月）	13:00～16:00	清部～原口	大島支所
3月19日（火）	9:30～11:30	館浜～茂草	小島支所
	13:30～15:30	白神～荒谷	大沢支所
3月21日（木）	9:00～20:00	大沢～建石 全町	松前町役場

子ども医療費助成制度に関するお問い合わせ  
役場福祉課（医療担当）

☎42-2275（内）246